

移動等円滑化取組報告書（航空旅客ターミナル施設）

(2019年度)

住 所 宮城県名取市下増田字南原

事 業 者 名 仙台国際空港株式会社

代 表 者 名 代表取締役 鳥羽 明門
(役職名および氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空旅客ターミナル施設	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
仙台空港 旅客ターミナルビル	・2021年度までに旅客搭乗橋の半数（4基）を段差のない搭乗橋とする。	・2020年3月 旅客搭乗橋の1基を段差のない機種に更新し、2019年度末時点更新進捗率50%（4基中2基更新完了）
	・2019年度中にランプバスのノンステップバス導入率を100%とする。	・2019年度導入遅れのため、2020年度中に達成見込
	・2020年度 昇降機能付きパッセンジャーステップ車を導入する。	・2020年3月前倒し導入済
	・2020年度までにターミナルビル内の全多目的トイレ（14箇所）にオストメイト機能を追加する。	・2020年3月 4箇所の多目的トイレにオストメイト機能追加し、2019年度末時点更新進捗率93%（14箇所中13箇所更新完了）

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
空港事業者との連携	・高齢者、障害者等が安全安心に移動または搭乗できるよう、航空会社や商業店舗などの空港内事業者と協力し、各種利用設備の知識を共有するとともに協力をお願いし人的な支援の充実を図る。	・更新した旅客搭乗橋の取扱周知を行い、車椅子旅客の誘導案内方確認 ・緊急時の旅客誘導方を店舗スタッフと共有 ・当社所有ベビーカー、車椅子について、多くの方々を利用しやすいよう体制構築し、運用方法を関係者へ共有
人員配置の工夫	・保安検査場前混雑の状況をモニタリングし、適宜警備員を配置するなど、旅客案内支援体制を整える。	・混雑状況の把握と状況監視による警備員配置体制を整備済

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ウェブアクセシビリティの向上	・視覚障害者等のウェブサイト利用について、より使いやすい環境の整備を検討する。	・ホームページの視覚障害者対応済 ・バリアフリー関連項目の見直し実施
音声その他による情報提供	・2020年度 ピア棟にトイレ位置を案内する設備を設ける。 ・聴覚障害者に対し、火災等緊急事態を知らせるフラッシュライト等設備の設置を検討する。	・設置に向けて整備内容等精査 ・設置場所、技術的課題等検討

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バリアフリー教室の開催	・2019年度 空港施設を活用したバリアフリー教室の開催。	・2020年1月開催
サービス介助士資格取得推進	・2020年度までに空港運営会社職員全員のサービス介助士資格取得を目指すとともに取得支援を行う。	・2019年度中資格取得支援講習3回実施 ・資格取得率約60%

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> ・2019年6月 車椅子利用者及び障害者支援団体によるターミナルビル視察実施。いただいた各種ご意見を以後の空港運営業務に活用。 ・2020年1月 バリアフリー教室開催。空港内事業者からも多数参加。 ・空港に寄せられた各種ご意見への回答は、空港ホームページに掲出の上、関係事業者とも共有。 ・バス連絡協議会に参画し、各種課題等を協議。 ・空港BCP策定にあたり、空港関係事業者も交えて、障害者をはじめとした要配慮者の避難支援体制を協議。

(3) その他

<ul style="list-style-type: none"> ・2020年3月 旅客ターミナルビル2階3階リニューアル工事着工。 当工事を行うことにより、各種バリアフリー化を更に進め、より「みんなが使いやすい空港」を目指していく予定である。

II 航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化の達成状況(航空旅客ターミナル施設ごとに記入)

(2020年3月31日現在)

航空旅客ターミナル施設の名称	所在都道府県 市町村	一日当たりの 利用者数	公共交通移動等 円滑化基準省令 適合の有無	段差への対応	搭乗ゲートの数	視覚障害者 誘導用ブロックの 設置の有無	案内設備の 設置の有無	障害者対応型 便所の設置の 有無
仙台空港旅客ターミナルビル	宮城県名取市	人 10,186	○	○	総数 14 旅客搭乗橋 設置数 (6)	○	○	○
仙台空港CIQ区域【参考】	宮城県名取市	-	×	○	総数 旅客搭乗橋 設置数	×	×	×
(合計)					総数 旅客搭乗橋 設置数			
計1ターミナル			1	1	総数 14 旅客搭乗橋 設置数 (6)	1	1	1

※搭乗ゲートの合計数に関しては、国内線及び国際線重複計上となっています。

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第13号様式)

- 注 1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
2. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 搭乗ゲートの数の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に設置されている搭乗ゲートの総数を記入し、同欄の括弧内には、旅客搭乗橋が設置された搭乗ゲートの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
4. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
6. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に便所が設置されていない場合に―印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。